

※誓約書は、各自控え(コピー)を取り、ご自宅での保管をお願いいたします。

令和8年度 放課後児童クラブ 入所誓約書

全員提出

【入所について】

確認してチェック☑してください⇒

1	放課後児童クラブ入所案内を全て読み、内容を確認しました。	☐
2	育成時間は小学校の下校時から18時まで。ただし小学校の休業期間(夏・冬・春休み等)は8時30分～18時。送迎なし。休日(第2・第4土曜、日曜、祝日、慰霊の日、年末年始、その他市長が認めた日) ※平日のお迎え及び学校休業日の送迎は原則として保護者(成人以上)での対応となります。	☐
3	申込児童や在所児及び退所児(きょうだい)の利用料に未納がある世帯は、必ず未納分をお支払いください。利用料に未納がある場合は審査の中で減点対象となります。納付相談をしますので、至急こども政策課までご連絡ください。	☐
4	利用料未納世帯について、特別な事情がない限り、退所の措置を講じることがあります。	☐
5	入所後、書類の不備等がある場合、再提出依頼の通知または連絡を行いますが、期限内に提出がない場合は、退所措置をとることがあります。	☐
6	提出書類に虚偽が判明した場合は、退所となります。	☐
7	内定後(面接のお知らせ後)、面接を受けられない場合や、面接等の結果、集団活動のため職員の特別な支援が必要と判断された場合には、入所をお待ちいただくことや、入所ができない場合があります。	☐
8	年度途中において、住所変更・退職・転職・就職・婚姻・離別・同居人の追加等の <u>育成を必要とする状況が変わった場合は、必ず2週間以内にこども政策課へ連絡</u> してください。 ※随時、勤務確認等を行い状況の確認を行っています。 連絡なく育成を必要とする状況が異なっていた場合は、退所の措置をとることがあります。	☐
9	育児休業中の方は、令和8年5月1日までに職場復帰することが必要です。職場復帰をしていない場合は、5月末退所となります。	☐
10	退所を希望される場合は、退所希望月の15日までに退所届(こども政策課様式)を提出してください。理由なく提出がない場合は、翌月分の利用料が発生する場合があります。	☐
11	自己都合により1か月以上欠席が続いた場合は、退所となります。※利用料は発生します。	☐
12	習い事の送迎に関しては、保護者と教室側で対応していただくことになります。	☐
13	保護者による児童のお迎え時間が繰り返し遅れ、改善が見られない場合、退所の措置を講じることがあります。	☐

【緊急時の対応について】

14	児童の病気・怪我・事故等で緊急搬送が必要と判断される場合は、人命救助を最優先として搬送を行うことがあります。なお、搬送や治療に伴う費用が発生した場合は保護者のご負担となります。	☐
----	--	--------------------------

裏面もご確認ください！！⇒

【育成を必要とする要件の書類提出について】

15	求職中で入所が決定した場合、入所した月の翌々月の15日までに入所基準を満たす旨の書類の提出が必要です。期限までに提出がない場合は退所となります。	☐
16	入所中に退職をした場合、退職月の翌月から数えて3か月目の15日までに再度入所基準を満たす旨の書類の提出が必要です。期限までに提出がない場合は退所となります。	☐
17	就労を理由として入所し、出産のために退職された方は、予定日の3か月前から出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日が入所期限となります(※ただし、年度をまたぐ場合は入所した年度の3月末まで)。その月の15日までに入所基準を満たす旨の勤務証明書等の書類の提出がない場合は退所となります。	☐
18	就労を理由として入所し、育休を取得された場合の入所期限は、産休期間(出産日の翌日から8週間)に加え、その後の育休期間までとなります(※ただし、年度をまたぐ場合は入所した年度の3月末まで)。 ※復帰予定日が変更になる場合は、必ずこども政策課までご連絡ください。	☐
19	産休または育休後職場復帰された場合は、速やかに職場復帰証明書を提出してください。理由なく提出がない場合や連絡なく育休を延長された場合は、当初の復帰予定日の翌月末で退所となることがあります。	☐

【出産を理由とした入所について】

21	出産理由で入所される場合は、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までが在所期間となります(※ただし、年度をまたぐ場合は入所した年度の3月末まで)。その月の15日までに入所基準を満たす旨の就労証明書等の提出がない場合は退所となります。	☐
----	---	--------------------------

【転入予定者の申込について】

22	令和8年3月13日までに宜野湾市へ転入ができない場合は、入所内定を受けた場合でも、入所内定が取り消されることがあります。 宜野湾市へ転入しないことが分かった場合は、直ちにその旨を申し出てください。	☐
----	---	--------------------------

【入所申込書類の確認について】

23	放課後児童クラブ入所申込のため提出した書類の内容について、必要がある場合はこども政策課の担当が申請者及び同一世帯員の情報を関係各所へ確認を行うことがあります。	☐
----	---	--------------------------

上記内容に関しまして、趣旨を理解し同意いたしました。

令和 年 月 日 保護者氏名 印

※自署の場合は押印は不要です。

※誓約書は、各自控え(コピー)を取り、ご自宅での保管をお願いいたします。

連絡先: 宜野湾市 こども部 こども政策課 こども育成係 TEL: 098-893-4463 (直通)